

平和のうちに生存する権利

大 島 佳代子

奨励者紹介[おおしま・かよこ]

同志社大学教務部長

同志社大学政策学部教授

[研究テーマ] 教育を受ける権利・生徒の人権

わたしは神が宣言なさるのを聞きます。
主は平和を宣言されます
御自身の民に、主の慈しみに生きる人々に
彼らが愚かなふるまいに戻らないように。
主を畏れる人に救いは近く
栄光はわたしたちの地にとどまるでしょう。
慈しみとまことは出会い
正義と平和は口づけし
まことは地から萌えいで
正義は天から注がれます。
主は必ず良いものをお与えになり
わたしたちの地は実りをもたらします。
正義は御前を行き
主の進まれる道を備えます。

(詩編 85 編9—14 節)

憲法9条と国際情勢の変化

皆さん、こんにちは。

私は同志社大学政策学部で日本国憲法を教えている大島佳代子と申します。

今年度のチャペル・アワー春学期統一テーマが「剣を打ち直して鋤とし／槍を打ち直して鎌とする」と伺いまして、聖書の教えについては門外漢ではありますが、このテーマを聞いて平和という言葉が頭に浮かびました。という訳で、今日はぜひ皆さんと一緒に平和について考えたいと思い、お話しすることをお引き受けいたしました。

さて、皆さんもご存じの通り、日本国憲法9条は戦争を放棄し、戦力と交戦権を否認しています。日本国憲法は1947年に制定され、今年で76年が経ちました。

日中戦争(1937年～1945年)、太平洋戦争(大東亜戦争1941年～1945年)、そして敗戦を経て、日本国憲法は制定されましたが、制定当時の戦争放棄に対する期待とは異なる国際情勢の変化が生じます。

憲法が制定されて間もない1950年に勃発した朝鮮戦争は国際情勢の大きな変化であり、これに伴って、警察予備隊が設置され（1950年）、日本は再軍備への道を歩み始めます。

また、政府は、9条によって持つことを禁止されている「戦力」を「自衛のための必要最小限度」の実力と解釈することで、こうした国際情勢の変化に対応してきました。

「自衛のための必要最小限度」とは

お気づきのよう、それでは「自衛のための必要最小限度」とは具体的にどのようなものか、という疑問が湧くでしょう。この点について、政府は、たとえば、他に自衛のための手段がないときは、相手国の基地への攻撃も自衛に含まれる（1956年2月 29 日衆議院内閣委員会 船田防衛庁長官答弁）とか、「相手国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられる兵器の保持は、憲法上許されない」（1969年4月8日 松本善明衆院議員の質問に対する政府答弁書）とか、核兵器は自衛のための必要最小限度の範囲内にとどまるものがあるとするれば、憲法上はその保有を許されるが、政策として非核三原則を堅持する以上、一切の核兵器を保有しえない（1978年4月3日参議院予算委員会 真田内閣法制局長官答弁）といった説明をしてきました。

1954年に設置された自衛隊も、当初は、日本への武力攻撃を排除する以外の目的で武力行使をすることは許されないと考えられていましたが、1992年のPKO協力を皮切りに自衛隊の海外派遣が認められ（ただし武力行使は伴わない）、とくに、2001年のアメリカでの同時多発テロ（同年9月 11 日）以降、武器使用を伴う海外活動を拡大してきました。それでも、憲法9条が禁じている武力行使をしたとの評価を受けることがないよう、自衛隊の活動は「後方支援」や「非戦闘地域」での活動に限定されていました。

集団的自衛権の容認

けれども、2015年に第2次安倍政権の下で安全保障関連法が制定されて、それまでは「必要最小限度」を超えて憲法上許されないと説明されてきた「集団的自衛権」の行使が認められました。つまり、アメリカなど、日本と「密接な関係にある他国」に対する武力攻撃が発生し、それによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態（存立危機事態と言われます）、このような事態において、自衛隊が防衛出動することができるようになりました。簡単に言えば、「存立危機事態」だと判断されれば密接な関係にある他国に対する攻撃に日本が反撃できるという訳です。2022年の夏には、アメリカ海軍主催の「環太平洋^{リム} 合同^パ 演習^{ツク}」（多国間海上訓練）において、自衛隊が初めて「存立危機事態」を想定した訓練を行いました。

さらに、岸田政権も防衛力強化の政策を進めています。これまでの日本は、「専守防衛」を基本原則としてきました。つまり、「相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使」する（1981年3月 19 日参議院予算委員会 大村防衛庁長官答弁）という考え方です。

ところが、2022年 12 月に、岸田政権は敵基地攻撃能力（政府は「反撃能力」と名称を変更）の保有を認めました。要するに、「わが国が弾道ミサイルなどによって攻撃された場合、ミサイル基地など相手

国への攻撃を行う能力」を持つということです（阪田雅裕「憲法9条は死んだ」朝日新聞2023年4月14日朝刊）。この反撃能力は、日本が攻撃を受けたときの反攻に使われるだけでなく、敵が攻撃に「着手」したと認定したときにも使用できるとされますが、「着手」した時期の判断を誤れば、国際法違反である先制攻撃となりかねない危険を孕んでいます（朝日新聞2022年12月2日朝刊社説）。

また、岸田政権は、防衛費の調達を借金（建設国債）によって賄うことも認めました。従来は禁じ手とされてきた調達方法です（財政法4条）。先の戦争の時代に、戦時国債を乱発し財政破綻状態に陥った経験を思い出すべきでしょう。

規範と現実

このように、政府の解釈変更によって憲法9条の規範と現実の乖離が生じています。この状況を皆さんはどのように考えるでしょうか。

「現実に合わせて憲法を改正すべきだ」という考え方もあるでしょう。法律は、社会生活上の秩序を維持するために、国家が国民の自由や財産を制限するルールであり、時代に合わなくなったときには改正が必要でしょう。他方、憲法は国家を縛るもので、権力の暴走を止めるためのルールです。国家権力の暴走を止めることは、憲法が保障している私たちの人権を守ることにつながります。憲法を改正するのであれば、十分な国民的議論が必要ですし、改正するのではなく、現実を憲法の理念に近づけていく努力をするという考え方もあるでしょう。

また別の観点からみると、これらの解釈変更が政府主導で行われていることが問題だといえます。「集団的自衛権」を認めたのは閣議決定（2014年7月1日）で、その後、それに沿って法律の改正が進みました。敵基地攻撃能力に至っては、安全保障3文書（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）といわれるものを閣議決定（2022年12月16日）し、その文書の中で認めたにすぎません。

日本国憲法は、国会を国権の最高機関として定めています（41条）が、それは、主権者である国民が選挙で選んだ代表者で組織されている（43条1項）からです。しかし、現実には、主権者たる国民を置いてきばりにしたまま、憲法9条に関わる重大な方針転換がなされている状況にあります。

平和のうちに生存する権利のために

日本は約80年にわたって、他国から攻撃を受けることもなく内戦もなく平和を享受してきました。この平和は、多くの先人たちの犠牲の上に成り立っていることを忘れてはなりません。目を外に転じれば、平和であることが決して当たり前の状態でないことがよく分かります。

日本国憲法の前文には、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と謳われています。全世界の人々が平和のうちに生存するために、私たちはいったい何をすべきか、他人事としてではなく、私たち一人一人の問題として考え続けていかなければならないと思います。

〔参考文献〕

中村睦男ほか『はじめての憲法学（第4版）』三省堂 2021年

衆議院憲法調査会事務局「『憲法第9条（戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認）について～自衛隊の海外派遣をめぐる憲法的諸問題』に関する基礎的資料」（平成15年）

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi033.pdf/\\$File/shukenshi033.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi033.pdf/$File/shukenshi033.pdf)（2023年9月25日閲覧）

2023年6月7日 今出川水曜チャペル・アワー「新町ウィーク奨励」記録